

## 浜松市災害対策用被服取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市災害対策本部条例及び浜松市地震災害警戒本部条例に基づき、災害対策活動等に従事する職員（消防局職員を除く、以下同じ）が着用する被服に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (災害対策用被服の種類)

第2条 災害対策用被服とは、次のものをいう。

- (1) 腕章及びヘルメット
- (2) 上着、ズボン、ベルト等
- (3) 災害対策用ベスト（以下「ベスト」という。）

2 前項第1号及び第2号については、貸与品（以下「貸与品」という。）とする。

3 前項第1号の貸与品のうち、腕章には、別表のとおり階級を表示することとする。

### (着用基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本要綱に定める被服を着用しなければならない。

- (1) 浜松市に災害が発生し、又は、発生するおそれがあり、災害対策活動に従事する場合
- (2) 浜松市が主催、又は浜松市職員として防災訓練に参加する場合
- (3) その他危機管理監が必要と認める場合

### (全職員への貸与)

第4条 危機管理監は、全ての職員に、被貸与者本人の申請に基づき、第2条第1項第1号を貸与する。ただし、被貸与者が、各所属職場や本要綱制定以前において、同等品を既に貸与されている場合は、二重に貸与しないものとする。

### (本部会議出席者等への貸与及び被服の着用)

第5条 危機管理監は、次に掲げる職員に、被貸与者本人の申請に基づき、第2条第1項第2号を貸与する。ただし、被貸与者が、各所属職場や本要綱制定以前において、同等品を既に貸与されている場合は、二重に貸与しないものとする。

- (1) 浜松市災害対策本部長・副本部長・危機管理監・本部員・区本部長・区副本部長
- (2) 前号を除く災害対策本部業務に従事する職員
- (3) その他危機管理監が必要と認める職員

2 被貸与者は、第3条に該当する場合は、貸与品を着用しなければならない。

### (地区防災班員等の被服の着用)

第6条 次の各号のいずれかに該当する職員は、第3条の場合において、第2条第1項第1号及びベストを着用しなければならない。

- (1) 地区防災班員
- (2) その他災害対策本部事務局及び区本部が必要と認める職員

2 貸与品以外の被服については特に指定しないこととする。ただし、安全性と作業性に配慮した公務

員として良識を持った服装とし、本要綱制定以前に貸与された被服や作業服の使用も認めるものとする。

3 ベストは、地区防災班員等の配備先等に配置保管することとする。

(その他の職員の被服の着用)

第7条 第5条または第6条に規定する職員以外は、第3条の場合において、第2条第1項第1号を着用しなければならない。

2 貸与品以外の被服については特に指定しないこととする。ただし、安全性と作業性に配慮した公務員として良識を持った服装とし、本要綱制定以前に貸与された被服や作業服の使用も認めるものとする。

(貸与品等の取扱)

第8条 第2条の貸与品を貸与された職員、又は、ベストを使用する職員は、善良な注意をもって貸与品等を使用し、正常な状態において保全・保管しなければならない。

2 第2条の貸与品等の補修、洗濯その他管理上必要な費用は、前項の職員の負担とする。

3 第1項に規定する職員は、前項の規定に違反し、又は、故意若しくは重大な過失により貸与品等を亡失し、もしくはき損したときには、その損害を賠償しなければならない。

(貸与品の返納)

第9条 被貸与者が、業務の変更、退職等により、貸与を受ける資格を失った場合には、貸与品を返納しなければならない。ただし、使用等による劣化や衛生面で、再利用に適さないと危機管理監が認めた場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

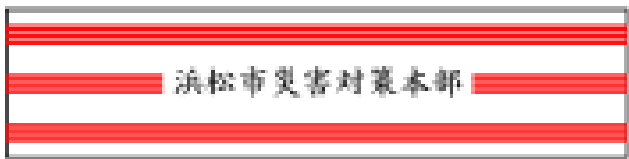

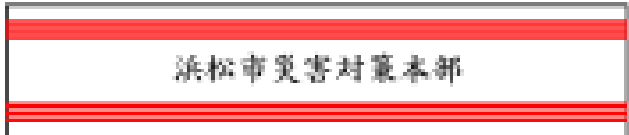
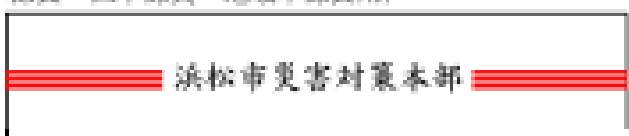
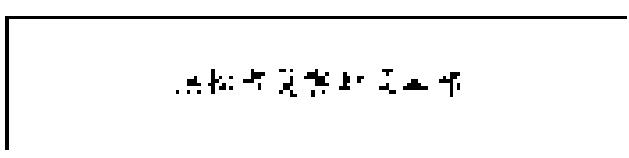
1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に災害対策用被服の貸与を受けている職員は、この要綱により貸与品を受けたものとみなす。

3 この要綱施行の際、要綱で定める被貸与者以外の者が、現に災害対策用被服を貸与されている場合の貸与品の取扱及び返納については、この要綱の第8条及び第9条を準用するものとする。

腕章の階級表示（第2条第3項関係）

(本部長用)	 <p>The image shows a rectangular shoulder strap with a white background and a black border. It features four horizontal red stripes: one at the top, one at the bottom, and two in the middle. The text "浜松市災害対策本部" is printed in black in the center, positioned between the two middle red stripes.</p>
(副本部長用)	 <p>The image shows a rectangular shoulder strap with a white background and a black border. It features four horizontal red stripes: one at the top, one at the bottom, and two in the middle. The text "浜松市災害対策本部" is printed in black in the center, positioned between the two middle red stripes.</p>
(危機管理室・本部員・区本部長用)	 <p>The image shows a rectangular shoulder strap with a white background and a black border. It features two horizontal red stripes, one at the top and one at the bottom. The text "浜松市災害対策本部" is printed in black in the center, positioned between the two red stripes.</p>
(本部班長・区副本部長・区本部員・地域本部長用)	 <p>The image shows a rectangular shoulder strap with a white background and a black border. It features two horizontal red stripes, one at the top and one at the bottom. The text "浜松市災害対策本部" is printed in black in the center, positioned between the two red stripes.</p>
	 <p>The image shows a rectangular shoulder strap with a white background and a black border. It features no red stripes. The text "浜松市災害対策本部" is printed in black in the center.</p>